

検討事案の概要 2 (精神障害)

事案番号	精神①	精神②
性別	男	男
発病時年代 (年齢)	30代	40代
業種	運輸業、郵便業	製造業
所属事業場労働者数	430人 (センターは約40人規模)	186人
労働組合等の有無	-	過半数労働組合あり
36協定の有無	あり	あり
職種・役職・職位	センター長	製造課課長
被災者の業務内容	コンビニエンスストアへの納品業務。センター長としてセンター業務全般に係わる業務に従事	ポテトチップス製造課課長としてポテトチップス製造に関わるマネジメントを担当
疾患名	うつ病エピソード	うつ病エピソード (自殺)
所定労働時間数	1日8時間、1週間40時間	1日7時間45分
休憩と取得状況	昼休憩1時間	昼休憩50分
所定休日と取得状況	週休1日制。その他 (日曜日、国民の休日、年末年始 (4日間)、お盆 (4日間)、毎月の休日は1月は10日、2月~8月は9日、9月~12月は8日に達するまでとし、その日は指定は前月末までに本人に通告する)	週休2日 (年間122日) [日曜日・祝祭日・その他 (企業のカレンダーによる)]
深夜業の有無と勤務状況	終業時刻が22時を超えるのは月に2~7日ある (発病前1か月は7日) が、ほとんどが23時くらいまで	なし
出退勤管理の方法	タイムカード	タイムカード
既往歴	なし	なし
被災者の性格	真面目で責任感が強い。何でも自分でやらないと気が済まないタイプ。頑固で意固地なところもあった。	-
業務上認定要因	センター長に就任する以前より行っていた書類作成等の管理業務を担当したまま、センター長業務である本社とのやり取り、経費や人件費の管理、取引先との営業活動等を行うことになり、業務量が増加した。発病直前の連続した2か月間において、1か月あたりおおむね120時間以上の時間外労働が認められる。また、上司である部長との間で意見の相違、対立等があり、部下も実際に口論等を目撃している。	ポテトチップス製造過程についてクレームが多発したことへの対応、輸入馬鈴薯の不良品の発生に対する対応、上司とのトラブル、そしてポテトチップス食油の排水に関する対応などがあった。また、輸入馬鈴薯の不良品の発生に対応する出来事前には、月80時間以上の恒常的時間外労働が認められる。
極度の長時間労働	なし	なし
恒常的長時間労働	なし	あり
1か月80時間を超える時間外労働	あり	-
具体的出来事の類型	・ 仕事の量・質 ・ 対人関係	・ 仕事の失敗、過重な責任の発生等 ・ 仕事の量・質 ・ 対人関係
具体的出来事	① 1か月に80時間以上の時間外労働を行った ② 上司とのトラブルがあった	① 顧客や取引先からクレームを受けた ② 仕事内容・仕事量の (大きな) 変化を生じさせる出来事があった ③ 上司とのトラブルがあった ④ 会社で起きた事故、事件について責任を問われた
発病前1か月の法定時間外労働時間数 (拘束時間数)	127 (292)	96 (273)
同 2 か月 (拘束時間数)	111 (302)	67 (257)
同 3 か月 (拘束時間数)	79 (269)	74 (272)
同 4 か月 (拘束時間数)	42 (155)	49 (216)
同 5 か月 (拘束時間数)	83 (265)	70 (257)
同 6 か月 (拘束時間数)	107 (298)	48 (242)
36協定の時間外労働時間数	月45時間、年320時間	3か月120時間、1年360時間 (特別条項では3か月180時間、1年540時間)
36協定期間数と法定外実時間数との乖離時間数 (最大値)	82	発病前3か月の合計237との乖離: 117 (特別条項が適用されていた場合は57)
労災事故の発生状況 (直接の原因を含めた概要)	請求人の申述によると、センター長就任後より業務量が増加し、労働時間が長時間化した。また、前センター長であった上司から残業の削減を強要され、業務増加に伴う人員の増員や退職者に対する人員の補充にすぐに対応してもらえず、誤配のトラブルに対する叱責、非難等パワハラを受けた。この件を本社の取締役へ相談するも改善が得られず、他の従業員からの職場での無視も感じるようになった。このような職場の状況からイライラ感や孤独感が生じて、精神障害の発病に至ったとしている。	ポテトチップス製造にかかるクレームの対応や、所定外労働時間削減への対応などが求められ、対応に苦慮したことが認められる。また、出来事前には、月80時間以上の恒常的時間外労働が認められる。発病後、輸入した馬鈴薯の品質不良によるトラブルや食油の流出事故への対応があり、一時休職した。復帰後は配置転換されたが、それも心理的負担となった。
その他の事情		

筆者注) 表中の「-」は、非該当又は原資料に情報がなく不明であることを示す。

筆者注2) 「年休と取得状況」に関する記述は原資料にないため、記載欄を省略している。

筆者注3) 「発症前」の「法定時間外労働時間数 (拘束時間数)」は単月の時間数である。

事案番号	精神③	精神④
性別	男	男
発病時年代(年齢)	60代	50歳代
業種	製造業	製造業(アルミサッシ及びスチールドア、サッシの製造)
所属事業場労働者数	190人	66人
労働組合等の有無	労働組合なし、過半数従業員代表なし	労働組合あり
36協定の有無	—	あり
職種・役職・職位	営業(製品企画課長)	第二製造課長
被災者の業務内容	お弁当・おにぎり・サンドイッチの製造に関わるクレーム処理、営業、新商品の企画、開発	アルミ製造課の責任者として、受注から出荷まで管理責任者として勤務。取引先との納期折衝(渉外)、トラック積み込みの配車、出荷のための積み込み作業、翌日の工場への生産指示など。
疾患名	うつ病エピソード	うつ病エピソード
所定労働時間数	1日8時間	1日8時間、1週間40時間
休憩と取得状況	昼休憩1時間	昼休憩45分。その他、午前5分、午後10分の休憩あり
所定休日と取得状況	週休2日制	年間カレンダーにより年間105日の所定休日を設定
深夜業の有無と勤務状況	なし	終業時刻が2時を超える勤務はほとんどない(多くて月に2日程度)
出退勤管理の方法	タイムカード、本人の申告	タイムカード
既往歴	なし	なし
被災者の性格	几帳面、責任感が強い	—
業務上認定要因	恒常的な長時間労働およびクレーム処理、上司とのトラブルによる精神的な負荷より発症した。	発病直前1か月の時間外・休日労働の時間数は179時間に及んでおり、極度の長時間労働を行った。受注量が前年比で1.5倍から2倍に増加した環境において、取引先メーカーの手違いにより製作したアルミサッシの色違いが発覚し、通常の生産量に加えて、色違いとなった製品を再製作しなければならない状況に追い込まれた。
極度の長時間労働	なし	あり
恒常的な長時間労働	あり 出来事前後	あり
1か月80時間を超える時間外労働	—	—
具体的出来事の類型	仕事の失敗、過重な責任の発生等	・仕事の失敗、過重な責任の発生等 ・仕事の量・質
具体的出来事	顧客や取引先からクレームを受けた	①達成困難なノルマが課された ②仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった
発病前1か月の法定時間外労働時間数(拘束時間数)	94(275)	180(376)
同2か月(拘束時間数)	80(271)	129(314)
同3か月(拘束時間数)	95(293)	76(249)
同4か月(拘束時間数)	104(294)	125(318)
同5か月(拘束時間数)	92(281)	122(305)
同6か月(拘束時間数)	110(300)	154(358)
36協定の時間外労働時間数	—	月42時間、年320時間(特別条項では月100時間、年600時間)
36協定期間数と法定外実時間数との乖離時間数(最大値)	—	138(特別条項が適用されていた場合は80)
労災事故の発生状況(直接の原因を含めた概要) その他の事情	社員親睦サッカー大会で弁当500食の注文を受けたが、誤って賞味期限切れをラベルに打刻したことにより、弁当自体に問題はないが、気持ち悪くて食べられないなどクレームを受けた。通常より大きなクレームであったことや、出来事以前に、恒常的な長時間労働が認められる。	アルミ製品の受注量が大幅に増加したため、生産ラインを含めアルミ製造部門全体の長時間労働が恒常化していたところ、取引先メーカーの手違いによりアルミサッシの色違いが発覚し、再製作を並行して行わなければならない状況に追い込まれ、納期まで間に合わせられる生産ベースを取り戻すことができない状態に陥った。請求人はアルミ部門の責任者として、長時間労働の状態が解消されることはなかった。

筆者注) 表中の「—」は、非該当又は原資料に情報がなく不明であることを示す。

筆者注2) 「年休と取得状況」に関する記述は原資料にないため、記載欄を省略している。

筆者注3) 「発症前」の「法定時間外労働時間数(拘束時間数)」は単月の時間数である。

事案番号	精神⑤	精神⑥
性別	男	男
発病時年代（年齢）	30代	50代
業種	運輸業、郵便業	卸売業・小売業（スーパーマーケット）
所属事業場労働者数	23人	65人
労働組合等の有無	労働組合なし、過半数従業員代表あり	労働組合なし、過半数従業員代表あり
36協定の有無	あり	あり
職種・役職・職位	トラック運転手、運行管理業務	主任
被災者の業務内容	コンビニエンスストアの商品を各店舗に配送している。配送業務以外には、運行管理業務（①勤務シフト作成、②業務日報の取りまとめ、③点呼業務）を行っている。	スーパーの鮮魚部で、総菜の製造・販売の仕事に加え、これまでの鮮魚部の補助業務として鮮魚の調理加工等の仕事（生魚の仕入れ・調理・値付・バック作業など）に従事していた。
疾患名	パニック障害	うつ病エピソード、身体症状を伴うもの（反応性うつ病）
所定労働時間数	1日8時間	1日8時間、1週間40時間
休憩と取得状況	昼休憩1時間	昼休憩1時間
所定休日と取得状況	カレンダー等で指定	変則週休2日 週1日全休 週2日早帰り
深夜業の有無と勤務状況	終業時刻が22時を超えることはほとんどない	始業時刻は朝4時台が多く、1日12時間程度の勤務がほとんど
出退勤管理の方法	タイムカード	タイムカード
既往歴	過呼吸の既応症(中学生のときに3回)	なし
被災者の性格	—	—
業務上認定要因	具体的出来事として「上司とのトラブルがあった」と認められ、その前後に月100時間を超える恒常的な長時間労働が認められる。	発症直前の1か月の時間外労働が、おおむね160時間以上認められる。また、発症直前の連続した2か月間の時間外労働も、1月当たりおおむね120時間以上であった。
極度の長時間労働	なし	あり
恒常的な長時間労働	あり	—
1か月80時間を超える時間外労働	—	—
具体的出来事の種類	対人関係	—
具体的出来事	上司とのトラブルがあった	—
発病前1か月の法定時間外労働時間数(拘束時間数)	79 (270)	164 (329)
同2か月(拘束時間数)	98 (290)	169 (341)
同3か月(拘束時間数)	112 (304)	165 (338)
同4か月(拘束時間数)	103 (295)	172 (336)
同5か月(拘束時間数)	102 (292)	199 (371)
同6か月(拘束時間数)	103 (303)	200 (373)
36協定の時間外労働時間数	月100時間、年900時間	月45時間、年360時間（特別条項では月80時間、年750時間）
36協定期間数と法定外実時間数との乖離時間数（最大値）	12	155（特別条項が適用されていた場合は120）
労災事故の発生状況(直接の原因を含めた概要)	被災労働者は、所長から休日の日に勤務シフト表のやりかえを指示され、休日を返上して自宅で3時間から4時間かけて勤務シフトの手直しを行い、変更前の案と変更後の案を提出するが、採用されたのは変更前の案であったため、やる気を失い、部長に班長を降りることを告げた。その後、所長との話し合いの中、所長は変更案を絶対採用するとは言っていない等の口論となった。	手作り工場の主任となつてからは、惣菜の製造・販売の仕事に加え、これまでの鮮魚部の補助業務として鮮魚の調理加工等の仕事に従事していた。勤務中にも動悸がするようになり、耳鳴りも感じるようになるなど、体力は限界だった。作業効率も上がらなくなり、指を切ったり数を数え間違えたりすることも増えた。社長と話をすると気分が悪くなり、ひどいときには嘔吐をするようになったため、必要以上のことはしゃべらなくなった。
その他の事情		

筆者注) 表中の「—」は、非該当又は原資料に情報がなく不明であることを示す。

筆者注2) 「年休と取得状況」に関する記述は原資料にないため、記載欄を省略している。

筆者注3) 「発症前」の「法定時間外労働時間数（拘束時間数）」は単月の時間数である。

事案番号	精神⑦	精神⑧
性別	男	男
発病時年代(年齢)	20代	40代
業種	製造業	宿泊業、飲食サービス業
所属事業場労働者数	50人	634人
労働組合等の有無	労働組合なし、過半数従業員代表あり	労働組合なし、過半数従業員代表あり
36協定の有無	あり	あり
職種・役職・職位	産業用機械製造作業員(班長)	マネージャー(調理師)
被災者の業務内容	各班に割り振られた製品の製造作業に自らも従事するとともに、期日までに仕上げるための工程を組み、各班員に作業内容を分担して進行管理を行う。	ホテルの洋食部門の責任者であり、洋食料理の業務計画の作成、洋食調理部門の組織構成を行う
疾患名	うつ病エピソード(自殺)	うつ病エピソード
所定労働時間数	1日7時間35分	1日8時間
休憩と取得状況	昼休憩50分、午後休憩15分	就業規則では「6時間を超えて勤務する場合に1時間の休憩を付与する」と定められている。
所定休日と取得状況	隔週週休2日制	完全週休2日制
深夜業の有無と勤務状況	発病前1か月は、終業時刻が22時を超える日が12日あり、発病前5か月にも13日ある	終業時刻が22時を超える勤務は、発病前1か月に16日、発病前2か月に12日ある
出退勤管理の方法	タイムカード	タイムカード
既往歴	なし	なし
被災者の性格	—	責任感がある。悪く言えば融通が利かない
業務上認定要因	発病直前の連続した2か月間に、1か月当たり概ね120時間以上の時間外労働が認められる。外注業者の製品の不備などに対応するために出荷日程が遅れて工程表の見直しが求められ、以降の業務が無理な納期に追われる事態を招いたものと推測される。	東日本大震災の影響とみられる業務量の増大(繁忙終期のずれ込み)があり、発病直前の5か月にわたり、1か月当たり100時間以上の時間外労働が連続して認められる。管理部門からの固定人件費削減指示に基づく要員不足から時間外労働が増加し、恒常的な長時間労働となった。
極度の長時間労働	なし	あり
恒常的長時間労働	なし	あり
1か月80時間を超える時間外労働	あり	あり
具体的出来事の類型	・仕事の失敗、過重な責任の発生等 ・仕事の量・質	仕事の量・質
具体的出来事	①1か月に80時間以上の時間外労働を行った ②顧客や取引先からクレームを受けた	1か月に80時間以上の時間外労働を行った
発病前1か月の法定時間外労働時間数(拘束時間数)	150(348)	164(363)
同2か月(拘束時間数)	144(343)	193(376)
同3か月(拘束時間数)	83(276)	136(317)
同4か月(拘束時間数)	75(265)	137(327)
同5か月(拘束時間数)	95(282)	120(318)
同6か月(拘束時間数)	35(202)	80(268)
36協定の時間外労働時間数	月45時間、年360時間(特別条項では月60時間、年630時間)	月45時間、年360時間(特別条項では、月65時間2回、月100時間4回、年800時間)
36協定期間数と法定外実時間数との乖離時間数(最大値)	105(特別条項が適用されていた場合は90)	148(特別条項が適用されていた場合は93)
労災事故の発生状況(直接の原因を含めた概要) その他の事情	海外輸出向け産業用乾燥機の製造作業に従事する中で、現場責任者として派遣された神戸出張業務や納期に追われる業務により長時間労働及び連続勤務が増加したことからの心理的負荷を受けて自ら命を絶つたとされる。	請求人は、洋食調理部門のマネージャー職として業務に従事していたが、東日本大震災の影響とみられる業務量の増大(繁忙終期のずれ込み)や、収益管理の観点から、管理部門より固定人件費削減の指示があり、人員補充や36協定上限超えによる部下の時間外労働対応が困難な中、業務効率化を図るべく行った人員配置も機能せず、請求人の業務負担が増大したものと認められる。

筆者注) 表中の「—」は、非該当又は原資料に情報がなく不明であることを示す。

筆者注2) 「年休と取得状況」に関する記述は原資料にないため、記載欄を省略している。

筆者注3) 「発症前」の「法定時間外労働時間数(拘束時間数)」は単月の時間数である。

事案番号	精神⑨	精神⑩
性別	男	女
発病時年代(年齢)	50代	30代
業種	建設業(上下水道工事業)	複合サービス事業(農業協同組合)
所属事業場労働者数	19人	105人
労働組合等の有無	労働組合なし、過半数従業員代表あり	労働組合なし、過半数従業員代表あり
36協定の有無	あり	あり
職種・役職・職位	土木工事課 課長代理	金融渉外課 課長代理
被災者の業務内容	土木工事で課長代理として、上司2名と部下5名の中で中核的な立場であった。担当現場がない場合は、本社において見積りや技術提案を作成した。	共済保険(生命・建物・車両等)・貯金の推進業務(勧誘、プランの立案、契約後の集金等)、推進業務の実績管理(金融渉外課の課長代理に就任以降)
疾患名	うつ病エピソード	軽症うつ病エピソード
所定労働時間数	1日7時間30分	1日8時間
休憩と取得状況	昼休憩1時間。その他、午前午後各15分の休憩あり	昼休憩1時間だが、実際は30分程度しか取れない状況で、5分程度しか取れないこともあった
所定休日と取得状況	第2、第4土曜日、日曜、祝日	日曜日、第2土曜日と1か月に2回休日割表により特定した土曜日は休み。しかし、休みの土曜日午前8時過ぎから12時頃まで、ほとんど出勤していた。
深夜業の有無と勤務状況	自殺直前の2週間はほぼ毎日深夜2時、3時まで労働し、終業時刻が22時を超えるのは、発病前1か月に20日、同2か月に21日、同3か月に20日、同4か月に21日となっている。	なし
出退勤管理の方法	タイムカード、管理者による確認、本人の申告	タイムカード
既往歴	なし	両滲出性中耳炎、アレルギー性鼻炎、慢性乳腺炎、変形脊椎症、第5腰椎分離症、胃炎
被災者の性格	-	-
業務上認定要因	被災労働者は、自殺を図った直前の1か月に160時間を超える時間外労働を行っていたことが認められた。自殺は、業務による心理的負荷により精神障害を発病して行われたものと推定される。	被災者は、渉外班の係長になってから、上司がノルマの達成度合の把握や部下の指導管理をしてくれないため、ノルマ達成の責任がかかってくるようになったこと、ノルマ達成のために始業前勤務・昼休み勤務・17時以降勤務・土曜出勤をするようになったことから長時間労働になった。聴取結果等により推計した労働時間によれば、月100時間以上の恒常的時間外労働も認められる。ノルマ管理および長時間労働については特に上司からの指示はなかったが、被災者が仕事に対する責任感により行っていたようである。
極度の長時間労働	あり	なし
恒常的長時間労働	-	あり
1か月80時間を超える時間外労働	-	-
具体的出来事の種類	-	・仕事の失敗、過重な責任の発生等 ・役割・地位の変化等
具体的出来事	-	①達成困難なノルマが課された ②自分の昇格・昇進があった
発病前1か月の法定時間外労働時間数(拘束時間数)	253(454)	56(220)
同2か月(拘束時間数)	226(428)	95(274)
同3か月(拘束時間数)	202(404)	40(211)
同4か月(拘束時間数)	188(390)	76(246)
同5か月(拘束時間数)	150(349)	80(255)
同6か月(拘束時間数)	123(320)	84(262)
36協定の時間外労働時間数	月45時間、年360時間	月45時間、年360時間
36協定期間数と法定外実時間数との乖離時間数(最大値)	208	50
労災事故の発生状況(直接の原因を含めた概要)	被災労働者は歩道設備工事に従事していたが、工事現場の担当者が他の現場に行くために現場を外れ、現場担当者が被災労働者一人となり、書類の作成が深夜にまで及んだ。また、会議で現場の進捗状況の報告しなければならないが、工期の遅れもあり、心理的負担が大きかった。午前3時まで現場事務所まで仕事をし、その1時間後に、マンションの5階からの飛び降り自殺により死亡した。	係長として部下の指導等の責任が増えた以外に、課長が共済課の事務業務に時間をとられ、課長の職責と考えられる農協全体のノルマの管理についても、実務上担当せざるを得ない状況となり、始業前・休憩時間・平日の17時以降・出勤日以外の土曜日の午前中に業務を行うようになった。部長に管理をしようとする課長に言ってもらったが、状況は変わらなかった。最終的には全体のノルマは達成できたものの、ノルマを達成できない部下がいたこともあり、相当な精神的負担を感じていた。
その他の事情		

筆者注1) 表中の「-」は、非該当又は原資料に情報がなく不明であることを示す。

筆者注2) 「年休と取得状況」に関する記述は原資料にないため、記載欄を省略している。

筆者注3) 「発症前」の「法定時間外労働時間数(拘束時間数)」は単月の時間数である。